

いたみ専門医・専門医療者になるための手順

● 当学会員として申請する場合

1. 該当する国家資格※の保有（※日本いたみ財団HP参照）
 2. 当学会が定める以下の受験資格を満たしていることを証明する書類を提出
 - ① 当学会の**正会員となって3年以上経過**
 - ② 当学会の正会員として当学会の学術大会における**教育講演を3大会以上受講**
 - ③ 当学会の正会員として当学会の学術大会において**1回以上の演題発表**（共同演者可）
 - ④ 当学会の正会員として、日本いたみ財団が主催する「**医療者研修会アドバンスコース**」を1回以上受講
- ※②は当学会正会員として当学会e-learning教育システム修了およびリフレresherコース受講で読み替え可

● 日本いたみ財団会員として申請する場合 (学会が推奨する認定資格を受けていない場合)

1. 該当する国家資格の保有
2. 認定試験受験資格（**30単位以上**）
※医療者研修会アドバンスコース受講は必須

当学会にて審査・認定

申請に必要な証明書

- ① 正会員歴は当委員会で確認するため証明書の提出不要
- ② 教育講演3大会分の受講証
またはe-learning教育システム修了証とリフレresherコース受講証
- ③ 演題発表を証明できるもの（抄録の写しなど）
- ④ 「医療者研修会アドバンスコース」の受講証

日本いたみ財団
いたみ専門医・専門医療者
書類審査

↓
筆記試験

↓
認定委員会の審議の結果、認定

いたみ専門医・専門医療者の
更新
日本いたみ財団の定める基準